

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（概要）について

平成15年2月
農林水産省経営局

趣旨

食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、集落営農組織の担い手としての育成、認定農業者に対する農用地の利用の集積及び農業生産法人による多様な経営展開を一層促進し、農業の構造改革を推進・加速させるための所要の措置を講ずる。

概要

1. 集落営農組織の担い手としての育成

地域の農地を面としてまとめて利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織について、農用地利用規程（ ）に担い手として位置付け得るようにすることにより、こうした組織の効率的かつ安定的な経営体への発展を促進する（第23条第4項等関係）。

（ 農業経営基盤強化促進法に基づき地権者等が作成する農用地の利用に関する準則 ）

2. 遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置

遊休農地の利用増進を図るため、特定遊休農地（ ）の所有者等にその農地の利用に関する計画の市町村長への届出を義務付ける（届出をしない場合には過料の徴収）（第27条第4項、第39条等関係）。

（ 農業委員会が指導をした場合においても、なお相当期間耕作の目的に供されない農地であって、そのことが周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認められるもの ）

届出のあった遊休農地利用計画に当該農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨が定められている場合には、認定農業者への集積を促進するため、農業委員会による利用関係の調整及び農地保有合理化法人による買入協議の対象とする（第27条第9項及び第10項関係）。

3. 農業生産法人による多様な経営展開

農業生産法人の多様な経営展開（分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等）がより容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件（ ）について認定期間中の特例措置を設ける（第12条第3項、第13条の3等関係）。

（ 農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農協、農地保有合理化法人以外の構成員の議決権は、総議決権の4分の1以下、1構成員では10分の1以下 ）

4. 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行（附則第1条関係）。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案の概要

目 標

食料自給率の向上と食料の安定供給の確保

↑

意欲ある経営体が農業生産の大宗を担う農業構造の実現

【H22年における目標】

- ☆効率的かつ安定的な農業経営
家族農業経営：33～37万
法人・生産組織：3～4万
- ☆意欲ある経営体への農地の集積目標
282万ha（全農地の6割程度）

現 状

（総農家数：312万戸）

- ☆認定農業者数
約17万経営体（H14年9月末）
- ☆農業法人数
1.3万経営体（H12年2月現在）
- ☆農地の利用集積状況
約215万ha（H13年3月末）
- ☆遊休農地
約21万ha（H12年現在）

課 題

- 農業経営の法人化
- 農用地の利用集積
- 遊休農地の解消

具体的な措置

法律改正の内容

- ◎農業生産法人による多様な経営展開

農業生産法人の多様な経営展開（分社化、のれん分け、共同法人の設立等）がより容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件について特例措置を設ける。
- ◎集落営農組織の担い手としての育成

地域の農地を面としてまとまって利用し、経営主体としての実体を有する集落営農組織について、農用地利用規程に位置付け得るようにすることにより、こうした組織の効率的かつ安定的な経営体への発展を促進する。
- ◎遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置

遊休農地の所有者等に利用計画を作成させ、農地の譲渡し等についてあっせんを希望する場合には、担い手への流動化のための農業委員会による調整等の対象とする措置を講じる。